気軽にゼミナール

マイナンバー 税務上の注意ポイント & 生産性向上設備投資税制 まもなく終了



あおぞら 税理士法人(旧 兼子会計事務所) 代表社員(代表取締役) 税理士 中田 和宏

個人番号(いわゆるマイナンバー)が、各人に交付され約1年となります。事業者の方につきましては、税務の点からお話しすると、平成29年1月1日以降、提出する個人の源泉所得税・住民税に関係する書類について、税務署や市役所税務課へ提出する書類には、マイナンバーの記載が必要となります。

具体的には、支払調書や源泉徴収票(税務署)・給与支払い報告書(市役所税務課)です。

そこで、漏れやすい点として「地主・大家さんのマイナンバー」「税理士・社会保険労務士・司法書士・弁護士などのマイナンバー」の収集です。

従業員のマイナンバーは集めたけど・・・・。実は給与に関してだけではなく、地主・大家さんにいくら地代家賃を支払ったか支払調書を提出する際にマイナンバーの記載が必要です。また、税理士などの士業に、いくら支払ったか支払調書を提出する際も同様です。

特に地主・大家さんのマイナンバーは、聞きづらい側面もあるので、お早めに確認しておきましょう。

「生産性向上設備投資促進税制」が、まもなく終了となります。今年の3月31日までとなります。

「機械装置」「工具器具備品」「建物付属設備」「ソフトウェア」→特別償却50%または税額控除4%「建物」「構築物」→特別償却25% または税額控除2%

A類型:先端設備

単体の設備についてですが、3月末までに納品を受ける必要があります。

もちろん設備業種の各工業界から発行される「証明 書」も、受領お忘れなく。

この「証明書」は、税務申告書の添付要件ではないので、遅れての受領は問題ありませんが、そもそも「生産性向上設備の証明書」が発行される設備に、該当するかどうかの確認を事前にすることが肝要です。

B類型:生産ラインやオペレーションの 改善に資する設備

計画における投資利益率が年5%以上(中小企業者)であることを、経済産業省に確認してもらうことが必要です。設備が完成するまでに確認を受ける必要があるので、大きな建物建設などはもう間に合わないかもしれませんが、中規模以下の設備などは間に合うかもしれません。

設備投資の予定などありましたら、早めの確認をすると 税制の特例が受けられるかもしれません。